

社会福祉法人 岳南厚生会

規 程 第 4 号

高原荘（介護予防）短期入所生活介護事業所運営規程

高原荘（介護予防）短期入所生活介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人岳南厚生会が設置経営する高原荘（介護予防）短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者でもある要介護者等の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の具体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業者の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 高原荘（介護予防）短期入所生活介護事業所
- 二 所在地 静岡県富士宮市貫戸103-2（介護老人福祉施設高原荘）
- 三 定員 20人

（事業所の職員の職種及び員数）

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤職員）
- 二 医師 1人
- 三 生活相談員 常勤換算方法で1人以上
- 四 看護職員 常勤換算方法で1人以上
- 五 介護職員 常勤換算方法で9人以上
- 六 栄養士 1人以上
- 七 機能訓練指導員 1人以上

2 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

3 第1項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職員の職務)

第4条の2 職員の職務は、次のとおりとする。

- 一 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 二 医師は、利用者の健康状態をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な処置を取る。
 - 三 生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調査等を行う。
 - 四 看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
 - 五 介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
 - 六 栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
 - 七 機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 2 職員等の事務分掌及び日常の分担については、施設長が別に定める。

(指定(介護予防)短期入所生活介護の内容)

第5条 指定(介護予防)短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 利用の対象は、利用者の心身の状況により、若しくはしくはその家族の疫病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- 二 利用者は、(介護予防)短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- 三 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する(介護予防)短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 四 (介護予防)短期入所生活介護事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 五 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 六 指定(介護予防)短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

((介護予防)短期入所生活介護計画の作成)

第6条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の(介護予防)短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 管理者は、上記の（介護予防）短期入所生活介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 訪問介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

（指定（介護予防）短期入所生活介護の利用料及びその他の費用）

第7条 指定（介護予防）短期入所生活介護の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - 一 厚生大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な個室を利用した場合の利用料
 - 二 送迎に要する費用（厚生大臣が別に定める場合を除く）
 - 三 食費
 - 四 居住費
 - 五 日常生活消耗品
 - 六 理美容代
 - 七 その他日常生活上の便宜にかかる費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用名又はその家族に対して重要事項説明書の記載に従い説明を行ったうえで、書面により利用者の同意を得なければならない。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、富士宮市の区域とする。

（サービスに当たっての留意事項）

第9条 利用者は、次に掲げる事項を厳守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

（サービスの提供記録の記載）

第10条 指定通所介護の提供をした際には、その提供日及び内容、当該指定通所について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第12条 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他の必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第14条 通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第15条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たる者は、サービスの提供特に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束廃止に向けての取り組み)

第18条 事業者は当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 緊急やむを得ない場合とは、次に掲げる要件をすべて満たす場合とする。
 - (1) 入居者本人又は他の入居者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - (2) 身体的拘束その他の行動制限を行う意外に代替する介護方法がないこと。

- (3) 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- 3 緊急やむを得ず身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行う場合は、次に掲げる手続きに よらなければならない。
- (1) 緊急やむを得ない場合に該当するかの判断は、医師、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、担当介護職員等の意見を参考にし、施設全体の判断として施設長が決定する。
 - (2) 事業者は緊急やむを得ない場合に、身体的拘束を行う場合には、入居者本人及びその家族に対して、身体的拘束の内容、理由、目的、拘束の時間、時間帯、期間等ができる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めなければならない。
 - (3) 緊急やむを得ず身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行う場合には、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除しなくてはならない。
- 4 事業者は、緊急やむを得ず身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第19条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して、迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止推進委員会」という。）の設置等に関すること
 - ・虐待防止推進委員会の設置
委員会の開催 年2回以上
 - ・虐待防止のための指針の整備
 - ・虐待防止のための研修の実施
 - 採用時研修 採用後3か月以内
 - 継続研修 年2回以上

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人岳南厚生会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 3月22日から施行する。